

## 体験入学受け入れについて（体験入学実施要項）

### 我孫子市我孫子第三小学校

本校では、海外生活をしているお子さんの帰国後の就学を円滑に行うため、また、本校児童の国際教育や異文化教育に資するため、海外在住児童が現地の夏休み等を利用して一時帰国した際に体験入学をすることを、下記の各項を条件として受け付けています。

はじめに、我孫子市教育委員会で体験入学を申し出て、受け付けを行ってください。その後、本校 Web ページより「体験入学申込書」と「体験入学のための誓約書」をダウンロードして必要事項をご記入の上、学校に提出してください。

※受付即体験入学可ではありません。体験入学の可否は、総合的に判断し、最終的に校長が決定します。

#### 記

- (1)我孫子市教育委員会に「体験入学」の受け付けを済ませている。
- (2)帰国時の住所が本校の通学区域である（特定地域は除く）。または、日本在住時に本校に通学していた実績がある。
- (3)「体験入学のための誓約書」に同意できる。
- (4)その他
  - ①体験する期間の給食費や行事等の諸費用は体験初日にお支払い願います。その期間に欠席があっても返金できません。なお、体験を取り消す場合でも、給食の食材準備（発注）等の関係により、給食費の返金ができないことがあることをご了承願います。
  - ②学校保健安全法の出席停止となる感染症にかかっている場合や一人で階段を上がれないようなケガをしている場合等は、登校できません。
  - ③教科書やドリル等教材、ノート等は、受け入れ学級担任と相談の上、各自でご準備願います。
  - ④授業は予定した教育課程(時間割)に沿って実施します。体験入学児童に対する特別な指導はできません。
  - ⑤学校における事故・怪我等について、保健室で初期対応しますが、保険や病院への搬送等においてはご家族で対処願います。
  - ⑥宿泊学習や校外学習には参加できません。

※上記を満たす場合でも、学校の状況により、受け入れをお断りする場合があります。